



山形県公報

平成25年3月19日(火)

号 外 (13)

目 次

規 則

- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例施行規則…………… (障がい福祉課) … 1
- 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規
則…………… (同) …35
- 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則………… (同) …48
- 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則…………… (同) …60
- 山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則………… (同) …70
- 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則…………… (同) …72

規 則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第1節 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護 (第3条―第34条)
 - 第2節 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動援護 (第35条―第38条)
- 第3章 療養介護 (第39条―第61条)
- 第4章 生活介護
 - 第1節 指定生活介護 (第62条―第75条)
 - 第2節 基準該当生活介護 (第76条―第78条)
- 第5章 短期入所
 - 第1節 指定短期入所 (第79条―第87条)
 - 第2節 基準該当短期入所 (第88条・第89条)
- 第6章 重度障害者等包括支援 (第90条―第96条)
- 第7章 共同生活介護 (第97条―第112条)
- 第8章 自立訓練 (機能訓練)
 - 第1節 指定自立訓練 (機能訓練) (第113条―第117条)
 - 第2節 基準該当自立訓練 (機能訓練) (第118条・第119条)
- 第9章 自立訓練 (生活訓練)
 - 第1節 指定自立訓練 (生活訓練) (第120条―第125条)
 - 第2節 基準該当自立訓練 (生活訓練) (第126条・第127条)
- 第10章 就労移行支援 (第128条―第134条)

第11章 就労継続支援A型（第135条－第144条）

第12章 就労継続支援B型

第1節 指定就労継続支援B型（第145条・第146条）

第2節 基準該当就労継続支援B型（第147条－第149条）

第13章 共同生活援助（第150条－第153条）

第14章 多機能型に関する特例（第154条）

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第155条・第156条）

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス（第157条－第159条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (2) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び指定療養介護医療（指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者を支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。
- (4) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護

（従業者）

第3条 条例第6条第1項の規則で定める従業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

第4条 条例第6条第1項の従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業及び指定重度訪問介護の事業、指定同行援護の事業又は指定行動援護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 条例第10条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条に規定する運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 苦情への対応方法
- (4) 事故発生時の対応方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（連絡調整に対する協力）

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第8条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第9条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費等の支給の申請に係る援助）

第10条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は特例介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第11条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第13条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事

項を、当該指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第15条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等にその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 4 指定居宅介護事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

- 5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第17条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第18条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、第16条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

（居宅介護計画の作成）

第19条 サービス提供責任者（第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第23条において同じ。）は、条例第13条第1号に規定する居宅介護計画（以下「居宅介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の居宅介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第20条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第21条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

第22条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第23条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第19条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

（運営規程）

第24条 条例第14条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第25条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第26条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（掲示）

第27条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- (1) 条例第14条に規定する運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 苦情への対応方法
- (4) 事故発生時の対応方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

（情報の提供等）

第28条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情への対応）

第30条 指定居宅介護事業者は、条例第17条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、条例第17条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第31条 指定居宅介護事業者は、条例第18条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録）

第33条 条例第19条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1) 第14条第1項の規定によるサービス提供の記録

(2) 居宅介護計画

(3) 第22条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第1項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第31条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第34条 第3条から前条までの規定は、指定重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第19条中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第25条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と読み替えるものとする。

2 第3条から第24条まで及び第26条から前条までの規定は、指定同行援護の事業について準用する。この場合において、第19条及び第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは、「同行援護計画」と読み替えるものとする。

3 第3条から第24条まで及び第26条から前条までの規定は、指定行動援護の事業について準用する。この場合において、第19条及び第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは、「行動援護計画」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動援護

（従業者）

第35条 条例第21条第1項の規則で定める者は、省令第44条第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

第36条 条例第21条第1項の従業者の員数は、3以上とする。

2 省令第44条第2項に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、条例第21条第1項の従業者の員数は、1以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第37条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該居宅介護が前条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する

時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第1項において読み替えて準用する第19条第1項に規定する居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営に関する基準）

第38条 前節（第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、第25条及び第34条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第38条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第19条中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第36条第3項」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と読み替えるものとする。

- 2 前節（第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、第25条及び第34条を除く。）及び第35条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第38条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第19条中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第36条第3項」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

- 3 前節（第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、第25条及び第34条を除く。）及び第35条から前条までの規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第38条第3項において準用する次条第2項及び第3項」と、第19条中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第36条第3項」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第3項」と読み替えるものとする。

- 4 前節（第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、第25条及び第34条を除く。）及び第35条から前条までの規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第38条第4項において準用する次条第2項及び第3項」と、第19条中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第36条第3項」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第4項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

（サービス管理責任者）

第39条 条例第26条第1項第4号の規則で定める者は、省令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

（従業者）

第40条 条例第26条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
- (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- (4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

- ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項及び次項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 4 第1項第3号及び第4号に掲げる指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（契約支給量の報告等）

第41条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

第42条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。
- 3 指定療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（1）日用品費

（2）前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定療養介護事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第44条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第45条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、第43条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合

は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第46条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第47条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第48条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第49条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第50条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、利用者に対し、前3項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第51条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第52条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第53条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費、特例介護給付費又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第54条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第55条 条例第30条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第56条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第57条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第58条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- (1) 条例第30条に規定する運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制

- (3) 苦情への対応方法
- (4) 事故発生時の対応方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
(地域との連携等)

第59条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うこと等の地域との交流に努めなければならない。

(記録)

第60条 条例第34条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

- (1) 療養介護計画
- (2) 第42条第1項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 第53条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第33条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第30条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第31条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第61条 第5条、第7条、第9条から第12条まで、第15条、第28条第1項及び第29条から第31条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第14条」とあるのは「第30条」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 指定生活介護

(従業者)

第62条 条例第37条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算法で、次に掲げる平均障害程度区分（省令第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。
 - (イ) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 - (ロ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 - (ハ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 - ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
 - ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。
 - ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
- (3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項及び第5項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第63条 条例第38条第1項の規定により同項に規定する従たる事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置する場合においては、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第64条 条例第40条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

（利用者負担額等の受領）

第65条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、省令第82条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（介護）

第66条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、利用者に対し、前3項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者（サービス管理責任者を除く。）を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第67条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備^{じん}の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第68条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第69条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好^しを考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第70条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第71条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（運営規程）

第72条 条例第41条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（協力医療機関）

第73条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

（掲示）

第74条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

(1) 条例第41条に規定する運営規程の概要

(2) 従業者の勤務の体制

(3) 前条に規定する協力医療機関

(4) 苦情への対応方法

(5) 事故発生時の対応方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
(準用)

第75条 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条及び第60条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第41条」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第65条第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第65条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第75条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当生活介護

(基準該当生活介護の基準)

第76条 条例第44条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）第62条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（同条例第64条第1項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第77条 条例第45条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第45条及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- (3) 条例第45条及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第78条 第65条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 指定短期入所

(従業者)

第79条 条例第47条第1項に規定する従業者の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上の員数とすること。
- (2) 指定共同生活介護事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練（自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをい

う。以下同じ。)の事業を行う者に限る。)又は指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれに定める数の員数とすること。

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は指定共同生活援助(以下この章において「指定共同生活介護等」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定共同生活援助事業所)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯(イに掲げるものを除く。)次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(ロ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第47条第2項に規定する従業者の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上の員数とすること。

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれに定める数の員数とすること。

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯(イに掲げるものを除く。)次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(ロ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第47条第3項の規定により置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、それぞれに定める数の員数とすること。

イ 指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等において指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間帯以外の時間帯 次に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(ロ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合(前号に該当する場合を除く。)前号ロ(イ)又は(ロ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号ロ(イ)又は(ロ)に定める数の員数とすること。

（設備及び備品等）

第80条 条例第49条第4項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

- イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上とすること。
- ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂 次に掲げる基準

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(4) 洗面所 次に掲げる基準

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 便所 次に掲げる基準

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものとする。

（指定短期入所の開始及び終了）

第81条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者に対して、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第82条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第83条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、省令第120条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(サービスの提供)

第84条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第85条 条例第51条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（条例第47条第2項の規定の適用を受ける施設である場合を除く。）
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第86条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第87条 第5条、第7条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第28条から第33条まで、第48条、第54条、第56条、第59条、第70条、第73条及び第74条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第87条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第51条」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第74条中「第41条」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当短期入所

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第88条 条例第53条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (2) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第89条 第83条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

（従業者）

第90条 条例第55条第2項の規則で定める者は、省令第127条第3項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

第91条 条例第55条第2項に規定するサービス提供責任者（以下この条及び第94条において「サービス提供責任者」という。）の員数は、1以上とする。

2 サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

（事業所の体制）

第92条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応することができる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供することができる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第93条 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

（サービス利用計画の作成）

第94条 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

（運営規程）

第95条 条例第61条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（準用）

第96条 第5条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第27条から第33条まで及び第54条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項第1号及び第27条第1号中「第14条」とあるのは「第61条」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「サービス利用計画」と読み替えるものとする。

第7章 共同生活介護

（従業者）

第97条 条例第64条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40

- 号。以下「区分省令」という。)第2条第3号に掲げる区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 ロ 区分省令第2条第4号に掲げる区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 ハ 区分省令第2条第5号に掲げる区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 ニ 区分省令第2条第6号に掲げる区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が30以下 1以上

ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(設備)

第98条 指定共同生活介護事業所には、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

3 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

4 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

5 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

6 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とするることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(入退居)

第99条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第100条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第101条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に代わり当該指定共同

生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該支給決定障害者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該支給決定障害者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第102条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第103条 サービス管理責任者は、第112条において準用する第46条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第104条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第105条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て必要な支援を行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第106条 条例第68条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第107条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(支援体制の確保)

第108条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第109条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第110条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第111条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- (1) 条例第68条に規定する運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 前条第1項に規定する協力医療機関
- (4) 前条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）
- (5) 苦情への対応方法
- (6) 事故発生時の対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
(準用)

第112条 第5条、第7条、第9条から第12条まで、第15条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第42条、第46条、第48条、第54条、第59条、第60条及び第71条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第110条第1項に規定する協力医療機関及び同条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）のほか次の」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第101条第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第101条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同条第3号中「第

53条」とあるのは「第112条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第112条」と読み替えるものとする。

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 指定自立訓練（機能訓練）

（従業者）

第113条 条例第71条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

ロ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項、第2項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第114条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、省令第159条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決

定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第115条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第116条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第117条 第5条から第15条まで、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第64条及び第69条から第74条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第117条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第74条で準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第114条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第117条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第117条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第117条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第74条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当自立訓練（機能訓練）

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第118条 条例第75条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第119条 第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節 指定自立訓練（生活訓練）

（従業者）

第120条 条例第77条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除し

た数とロに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

(2) 地域移行支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所に係る前項第1号の生活支援員については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所である場合であって、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

（設備）

第121条 条例第79条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

2 条例第79条第2項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、1人とする。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

（サービスの提供の記録）

第122条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

- 第123条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、省令第170条第5項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録）

第124条 条例第80条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

- (1) 自立訓練（生活訓練）計画
- (2) 第122条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 次条において準用する第71条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第81条において準用する条例第33条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第30条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第31条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（準用）

第125条 第5条から第13条まで、第15条、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第63条、第69条から第74条まで、第102条、第115条及び第116条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第125条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第81条において準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第123条第1項から第4項まで」と、第17条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第123条第2項」と、第27条第1号中「第14

条」とあるのは「第81条において準用する条例第41条」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第81条において準用する条例」と、第102条第2項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当自立訓練（生活訓練）

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第126条 条例第82条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第127条 第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第10章 就労移行支援

（従業者）

第128条 条例第84条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - (2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
 - (3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第1号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者）

第129条 条例第85条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
- (2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。
(実習の実施)

第130条 指定就労移行支援事業者は、利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第131条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の申込み（職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の6第1項の求職の申込みをいう。以下同じ。）その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第132条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第133条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第134条 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第64条、第67条から第74条まで、第102条、第114条及び第115条の規定（認定指定就労移行支援事業所にあつては、第63条を除く。）は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第134条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第89条において準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第134条において準用する第114条第1項」と、第17条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第134条において準用する第114条第2項」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第134条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第134条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第134条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第89条において準用する条例」と、第102条第2項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（省令第184条において読み替えて準用する省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

(従業者)

第135条 条例第91条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(設備)

第136条 条例第93条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

(雇用契約の締結等)

第137条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第138条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第139条 指定就労継続支援A型事業者は、第137条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、第137条第2項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第140条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が就労継続支援A型計画に基づいて実習することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第141条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第142条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び従業者以外の者の雇用）

第143条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超過して雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第144条 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第69条から第74条まで、第114条及び第115条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第144条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第95条において準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第144条において準用する第114条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第144条において準用する第114条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第144条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第144条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第144条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第95条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 指定就労継続支援B型

（工賃の支払等）

第145条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（準用）

第146条 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条、第60条、第63条、第67条、第69条から第74条まで、第114条、第115条、第135条、第136条及び第140条から第142条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第146条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第99条において準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第146条において準用する第114条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第146条において準用する第114条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第146条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第146条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第146条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付

費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「条例」とあるのは「条例第99条において準用する条例」と、第140条第1項中「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当就労継続支援B型

（運営規程）

第147条 条例第101条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（工賃の支払）

第148条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（準用）

第149条 第5条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条（第1項を除く。）、第21条、第28条から第32条まで、第46条から第48条まで、第56条、第59条、第60条、第67条、第70条、第71条、第73条、第74条、第114条（第1項を除く。）、第115条及び第140条から第142条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第149条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第101条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第149条において準用する第114条第2項及び第3項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第149条において準用する第114条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第149条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第149条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第149条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第74条第1号中「第41条」とあるのは「第101条」と、第140条第1項中「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

（従業者）

第150条 条例第104条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（家事等）

第151条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

（勤務体制の確保等）

第152条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第153条 第5条、第7条、第9条から第12条まで、第15条、第18条、第21条、第28条から第32条まで、第42条、第46条、第48条、第54条、第59条、第60条、第71条、第98条から第103条まで、第105条、第106条及び第108条から第111条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第153条において準用する第110条第1項に規定する協力医療機関及び第153条において準用する第110条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第107条において準用する条例第68条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第153条において準用する第101条第1項」と、第18条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第153条において準用する第101条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第153条において準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第153条」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第103条第1項中「第112条」とあるのは「第153条」と、第111条第1号中「条例」とあるのは「条例第107条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第14章 多機能型に関する特例

（従業者に関する特例）

第154条 多機能型事業所（一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合に限る。）にあつては、第62条第6項、第113条第6項及び第7項、第120条第6項、第128条第4項及び第5項並びに第135条第4項（第146条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

- 2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）にあつては、第62条第1項第3号及び第7項、第113条第1項第2号及び第8項、第120条第1項第3号及び第7項、第128条第1項第3号及び第6項並びに第135条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第146条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 3 前項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（一体型指定共同生活介護事業所に関する特例）

第155条 指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第97条第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、次に掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数の合計が30以下 1以上

ロ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 一体型指定共同生活介護事業所においては、その事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をその事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第98条及び第109条の規定を適用する。

(準用)

第156条 前条の規定は、指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、同条第1項中「第97条第1項第1号及び第3号」とあるのは「第150条第1項」と、同条第2項中「第98条及び」とあるのは「第153条において準用する第98条及び第153条において準用する」と読み替えるものとする。

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス

(条例第110条の規則で定める地域)

第157条 条例第110条の規則で定める地域は、省令第219条に規定する厚生労働大臣が定める地域のうち、知事が認めるものとする。

(従業者)

第158条 条例第111条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員 1以上

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(4) 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

(5) 職業指導員 1以上

(6) サービス管理責任者 1以上

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第159条 第5条から第7条まで、第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条第2項、第21条、第28条から第32条まで、第46条、第47条、第54条、第56条、第57条、第60条、第64条、第72条（第10号を除く。）及び第74条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第159条第2項から第5項までにおいて準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第114条において準用する条例第41条」と、第10条第1項中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、同条第2項中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第159条第2項において準用する第65条第2項及び第3項、第159条第3項及び第5項において準用する第114条第2項及び第3項並びに第159条第4項において準用する第123条第2項及び第3項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第159条第2項において準用する第65条第2項、第159条第3項及び第5項において準用する第114条第2項並びに第159条第4項において準用する第123条第2項」と、第32条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第46条中「療養介護計画」とあるのは

「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第159条第1項において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第159条第2項から第5項までにおいて準用する第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第159条第1項」と、第74条中「条例第14条」とあるのは「条例第114条において準用する条例第41条」と読み替えるものとする。

- 2 第48条、第59条、第65条（第1項を除く。）、第66条（第5項を除く。）、第67条から第71条まで及び第73条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第65条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第66条第6項及び第69条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。
- 3 第48条、第59条、第69条から第71条まで、第73条、第114条（第1項を除く。）、第115条（第3項を除く。）及び第116条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第69条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第114条中「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）を」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、第115条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。
- 4 第48条、第59条、第69条から第71条まで、第73条、第115条（第3項を除く。）、第116条第2項及び第123条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第69条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第115条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第123条第1項及び第2項中「指定自立訓練（生活訓練）を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）を」と、「指定自立訓練（生活訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）に」と、同条第3項中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。
- 5 第48条、第59条、第67条、第69条から第71条まで、第73条、第114条（第1項を除く。）、第115条（第3項を除く。）、第140条から第142条まで及び第145条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第69条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第114条中「指定自立訓練（機能訓練）を」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型を」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、第115条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第140条第1項中「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）
- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第62条第1項第2号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位（同条第3項に規定する指定生活介護の単位をいう。）ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計数以上とする。
 - (1) 次に掲げる利用者（省令附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数
 - ロ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

- ハ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
- (2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
(地域移行型ホームの特例)
- 4 条例附則第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた者とする。
- (1) 共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第1号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活介護又は指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）の量が事業を開始する時点において、同条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該区域の指定共同生活介護等の必要な量に満たない区域内において事業を行うものであること。
- (2) 共同生活住居と同一敷地内に存する入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少を伴うものであること。ただし、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（附則第13項において「旧精神障害者福祉ホーム」という。）を共同生活住居とする場合においては、この限りでない。
- 5 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第98条（第153条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第98条第1項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。
- 6 条例附則第3項の規則で定めるものは、条例附則第2項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所とする。
(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)
- 7 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第112条又は第153条において準用する第46条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から条例附則第3項に規定する期間内に住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)
- 8 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
(指定共同生活援助事業所の設備に関する特例)
- 9 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第98条第5項及び第6項（これらの規定を第153条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。
(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)
- 10 第104条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号に掲げる区分4、同条第5号に掲げる区分5又は同条第6号に掲げる区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものを除く。）又は重度訪問介護の利用を希望する場合にあっては、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
- 11 第104条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号に掲げる区分4、同条第5号に掲げる区分5又は同条第6号に掲げる区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合にあっては、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。
- 12 前2項の場合において、第97条第1項第2号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第10項又は第11項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」と

する。

（精神障害者生活訓練施設等の設備に関する特例）

- 13 平成18年9月30日以前から引き続き存する旧精神保健福祉法第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第98条（第153条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第98条第5項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、同条第6項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

- 14 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第121条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号イ中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (2) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。
- (4) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (5) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（サービス管理責任者）

- 第3条 条例第5条第1項第1号ハの規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）第4条第1項第1号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

（従業者）

第4条 条例第5条第1項第1号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。

(イ) 次に掲げる平均障害程度区分（省令第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める数

a 平均障害程度区分が4未満 利用者（省令第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。b及びcにおいて同じ。）の数を6で除した数

b 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(ロ) (イ) a の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

ニ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第2号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第5条 条例第5条第1項第2号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

ロ 看護職員の数は、1以上とすること。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

ニ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第6条 条例第5条第1項第3号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合における前項第1号の生活支援員については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- 3 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第7条 条例第5条第1項第4号イの従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
 - (3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第5条第1項第4号ロの従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 第1項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第3号又は第2項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第8条 条例第5条第1項第5号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、1以上とすること。
 - (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 3 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第9条 条例第5条第1項第6号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第4条第1項第6号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

2 前項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

第10条 第4条から前条までの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

2 第4条から前条までに規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第11条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設（昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合に限る。）にあっては、第4条第4項、第5条第4項及び第5項、第6条第4項、第7条第3項（同条第2項第1号に係る部分を除く。）及び第4項並びに第8条第2項の規定にかかわらず、提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設のサービス管理責任者の員数は、第4条第1項第3号及び第5項、第5条第1項第2号及び第6項、第6条第1項第2号及び第5項、第7条第1項第3号、第2項第2号及び第5項並びに第8条第1項第2号及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第12条 条例第8条第1項の規定により従たる事業所を設置する場合においては、指定障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第13条 条例第9条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

イ 専ら指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- へ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂 次に掲げる基準

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所 次に掲げる基準

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものとする。

(6) 便所 次に掲げる基準

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものとする。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 次に掲げる基準

- イ 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(内容及び手続の説明及び同意)

第14条 条例第11条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条に規定する運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 第50条第1項に規定する協力医療機関
- (4) 第50条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）
- (5) 苦情への対応方法
- (6) 事故発生時の対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第15条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（連絡調整に対する協力）

第16条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第17条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（山形県指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第77条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、

指定就労移行支援事業者（同条例第84条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第18条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費等の支給の申請に係る援助）

第19条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第20条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第21条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第22条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第23条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

（指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第24条 指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者にその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの支払については、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第25条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から

当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる費用

- イ 食事の提供に要する費用
- ロ 創作的活動に係る材料費
- ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用

- イ 食事の提供に要する費用
- ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定により当該特定障害者特別給付費が支給決定障害者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 省令第19条第3項第3号ロに規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき支給決定障害者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- ハ 被服費
- ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号イ、第2号イ及び第3号イに掲げる費用については、省令第19条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定障害者支援施設は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 6 指定障害者支援施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第26条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負

担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第27条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、第25条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第28条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に利用者面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第29条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

（3）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談等）

第30条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第31条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、前各号に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第32条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第33条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第34条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者には、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習の実施）

第35条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第36条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の申込み（職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の6第1項の求職の申込みをいう。以下同じ。）その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第37条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第38条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（食事）

第39条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第40条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て必要な支援を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確

保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第41条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第42条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第43条 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第44条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る省令第38条の2に規定する給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 利用者に係る金銭をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第45条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第46条 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第47条 条例第14条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第48条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第49条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第50条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第51条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

(1) 条例第14条に規定する運営規程の概要

(2) 従業員の勤務の体制

(3) 前条第1項に規定する協力医療機関

(4) 前条第2項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）

(5) 苦情への対応方法

(6) 事故発生時の対応方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

(情報の提供等)

第52条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第53条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第54条 指定障害者支援施設は、条例第19条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、条例第19条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第55条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第56条 指定障害者支援施設は、条例第20条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

ならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第57条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録）

第58条 条例第21条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

- (1) 第23条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 第45条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第17条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 第54条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第56条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（居室の定員の経過措置）

- 2 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第13条の規定を適用する場合においては、同条第2号イ中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

（居室の面積の経過措置）

- 3 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）附則第3条の規定の適用を受けているものに限る。）、指定知的障害者更生施設又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第13条の規定を適用する場合においては、同条第2号ハ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

- 4 前項の場合において、平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条又は第3条の規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、同項の規定を適用するときは、同項中「6.6平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

- 5 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第13条第2号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

（廊下幅の経過措置）

- 6 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において

施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第13条の規定を適用する場合においては、同条第8号イ中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

- 7 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（旧身体障害者更生施設等指定基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。）、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第13条第8号ロの規定は、当分の間、適用しない。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 療養介護（第3条―第22条）
- 第3章 生活介護（第23条―第36条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第37条―第40条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第41条―第44条）
- 第6章 就労移行支援（第45条―第51条）
- 第7章 就労継続支援A型（第52条―第63条）
- 第8章 就労継続支援B型（第64条・第65条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第66条・第67条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいい、その他の用語は、条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。

第2章 療養介護

（運営規程）

第3条 条例第7条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録の整備）

第4条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養介護計画

(2) 条例第14条第2項の規定による身体的拘束等の記録

(3) 第20条第1項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 第22条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（サービス管理責任者）

第5条 条例第11条第1項第5号の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

（職員の配置）

第6条 条例第11条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項及び次項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は20人以上とする。

4 第1項第4号及び第5号に掲げる療養介護事業所の職員は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の職務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（心身の状況等の把握）

第7条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第8条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第9条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者によるその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

（療養介護計画の作成等）

第10条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1）定期的に利用者面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第11条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（3）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）

第12条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第13条 療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第14条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 療養介護事業者は、利用者に対し、前3項に定めるほか、離床、着替え及び整容等の介護その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第15条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第16条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第17条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第18条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供することができるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 療養介護事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第19条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（苦情への対応）

第20条 療養介護事業者は、条例第16条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 2 療養介護事業者は、条例第16条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

（地域との連携等）

第21条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第22条 療養介護事業者は、条例第17条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 生活介護

（運営規程）

第23条 条例第21条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 第28条に規定する通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類

- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(規模)

第24条 条例第22条の規則で定める地域は、省令第37条に規定する厚生労働大臣が定める地域のうち、知事が認めるものとする。

(設備)

第25条 条例第23条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

(職員の配置)

第26条 条例第24条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次にとおりとすること。
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる利用者の平均障害程度区分（省令第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める数とすること。
 - (イ) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
 - (ロ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
 - (ハ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上
 - ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
 - ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。
 - ニ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。
 - (4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項及び第5項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項（第1号を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の職務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(従たる事業所を設置する場合における特例)

第27条 条例第25条第1項の規定により同項に規定する従たる事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置する場合においては、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第28条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該生活介護事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護）

第29条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 生活介護事業者は、利用者に対し、前3項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）を介護に従事させなければならない。
- 6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第30条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。
- 3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第31条 生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第32条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

- 2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第33条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

第34条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者^にに病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うこと等の必要な措置を講じなければならない。

（協力医療機関）

第35条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

ない。

（準用）

第36条 第4条、第7条から第12条まで及び第17条から第22条までの規定は、生活介護の事業について準用する。
この場合において、第4条第2項第1号及び第10条中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

（職員の配置）

第37条 条例第29条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）管理者 1

（2）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

ロ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

ニ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とすること。

（3）サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項（第1号を除く。）、第2項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第38条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第39条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労移行支援の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）その他の障害福祉サー

ビス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第40条 第4条、第7条から第12条まで、第17条から第25条まで、第27条、第28条及び第32条から第35条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第4条第2項第1号及び第10条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（規模）

第41条 条例第32条第1項の規則で定める地域は、省令第57条第1項に規定する厚生労働大臣が定める地域のうち、知事が認めるものとする。

（設備）

第42条 条例第33条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。

- (4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

- 2 条例第33条第2項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、1人とする。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。

- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

- 3 条例第33条第6項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員の配置）

第43条 条例第34条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1

- (2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除した数とロに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 宿泊型自立訓練の利用者

- (3) 地域移行支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

- (4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所に係る前

項第2号の生活支援員については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 5 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第44条 第4条、第7条から第12条まで、第17条から第23条まで、第27条、第28条、第32条から第35条まで、第38条及び第39条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第4条第2項第1号及び第10条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（職員の配置）

第45条 条例第38条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項（第1号を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の職務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員）

第46条 条例第38条第2項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。
 - (3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
 - イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。
- (実習の実施)

第47条 就労移行支援事業者は、利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第48条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の申込み（職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の6第1項の求職の申込みをいう。以下同じ。）その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第49条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第50条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第51条 第4条、第7条から第12条まで、第17条から第25条まで、第27条、第28条、第30条から第35条まで及び第38条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第4条第2項第1号及び第10条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(規模)

第52条 条例第42条第2項の規則で定めるところにより雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合は、第56条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合とする。

(設備)

第53条 条例第43条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとする。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

(職員の配置)

第54条 条例第44条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

ロ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ハ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項（第1号を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の職務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第55条 条例第45条第1項の規定により同項に規定する従たる事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置する場合においては、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

第56条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

（就労）

第57条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

第58条 就労継続支援A型事業者は、第56条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第56条第2項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

（実習の実施）

第59条 就労継続支援A型事業者は、利用者が就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支

援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第60条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第61条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第62条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

（準用）

第63条 第4条、第7条から第12条まで、第17条から第23条まで、第28条、第32条から第35条まで及び第38条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第4条第2項第1号及び第10条中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

（工賃の支払等）

第64条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（準用）

第65条 第4条、第7条から第12条まで、第17条から第24条まで、第28条、第30条、第32条から第35条まで、第38条、第53条から第55条まで及び第59条から第61条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第4条第2項第1号及び第10条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条第1項中「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第66条 条例第50条第4項の規則で定める地域は、省令第89条第4項に規定する厚生労働大臣が定める地域のうち、知事が認めるものとする。

（職員の員数等の特例）

第67条 多機能型事業所（一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合に限る。）にあつては、第26条第7項、第37条第7項及び第8項、第43条第7項、第45条第5項及び第6項並びに第54条第5項（第65条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（同条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所にあつては、第26条第1項第4号及び第8項、第37条第1項第3号及び第9項、第43条第1項第4号及び第8項、第45条第1項第4号及び第7項並びに第54条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第65条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 条例第50条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所にあつては、第26条第1項第3号ニ及び第7項、第37条第1項第2号ロ及びニ、第7項並びに第8項、第43条第1項第2号及び第7項並びに第65条において準用する第54条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とする。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

5 前項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置）

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第26条第1項第3号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とする。

(1) 次に掲げる利用者（省令附則第3条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれに定める数

イ 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

ロ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ハ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

4 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）について、第42条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号イ中「1人」とあるのは「4人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

（従たる事業所に関する経過措置）

5 条例附則第3項の場合において、同項に規定する従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいい、その他の用語は、条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるものとする。

（構造設備）

第3条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（運営規程）

第4条 条例第6条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る第18条第1項に規定する通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の種類を定めた場合には、当該障がいの種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録の整備）

第5条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設障害福祉サービス計画
- (2) 条例第14条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (3) 第43条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 第45条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（設備）

第6条 条例第9条第1項各号に掲げる障害者支援施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

イ 専ら障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂 次に掲げる基準

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所 次に掲げる基準

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものとする。

(6) 便所 次に掲げる基準

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものとする。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 次に掲げる基準

イ 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(サービス管理責任者)

第7条 条例第10条第1項第1号ハの規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）

第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

(職員の配置)

第8条 条例第10条第1項の施設長の員数は、1とする。

2 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第9条 条例第10条第1号の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。

(イ) 次に掲げる平均障害程度区分（省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める数

a 平均障害程度区分が4未満 利用者(省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数

b 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(ロ) (イ) aの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

ニ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

- イ 利用者の数が60以下 1以上
ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第2号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第10条 条例第10条第1項第2号の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとすること。
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
- ロ 看護職員の数は、1以上とすること。
- ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。
- ニ 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
- イ 利用者の数が60以下 1以上
ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 4 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第11条 条例第10条第1項第3号の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
- イ 利用者の数が60以下 1以上
ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合における前項第1号の生活支援員については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- 3 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第12条 条例第10条第1項第4号イの職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

- ロ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- (3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
- イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第10条第1項第4号ロの職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
- イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 第1項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第3号又は第2項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第13条 条例第10条第1項第5号の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数
- イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 3 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 第14条 条例第10条第1項第6号の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。
- イ 利用者の数が60以下 1以上
 - ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) サービス管理責任者 障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。
- 2 前項第1号の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。
- 第15条 第9条から前条までの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 2 第9条から前条までに規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- （複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

- 第16条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設（昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合に限る。）にあつては、第9条第4項、第10条第4項及び第5項、第11条第4項、第12条第3項（同条第2項第1号に係る部分を除く。）及び第4項並びに第13条第2項の規定にかかわらず、昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設のサービス管理責任者の員数は、第9条第1項第3号及び第5項、第10条第1項第2号及び第6項、第11条第1項第2号及び第5項、第12条第1項第3号、第2項第2号及び第5項並びに第13条第1項第2号及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 前項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。（従たる事業所を設置する場合における特例）
- 第17条 条例第11条第1項の規定により従たる事業所を設置する場合においては、障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の職員（施設長及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。（サービス提供困難時の対応）
- 第18条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。（心身の状況等の把握）
- 第19条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（障害福祉サービス事業者等との連携等）
- 第20条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。（障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）
- 第21条 障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者によるその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者による金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。（施設障害福祉サービス計画の作成等）
- 第22条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に対して面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
 - 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
 - 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
 - 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
 - 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
 - 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の責務）
- 第23条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
 - (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
（相談等）
- 第24条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の障害福祉サービス事業を行う事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。
（介護）
- 第25条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
 - 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
 - 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員（施設長及びサービス管理責任者を除く。）を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第26条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員（施設長及びサービス管理責任者を除く。）を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第27条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第28条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習の実施）

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第30条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の申込み（職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の6第1項の求職の申込みをいう。以下同じ。）その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者

が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第31条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第32条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（食事）

第33条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

- 3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第34条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て必要な支援を行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第35条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第36条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第37条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第38条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る省令第33条の2に規定する給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る金銭をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

（施設長の責務）

第39条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第40条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 障害者支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第41条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第42条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。

（苦情への対応）

第43条 障害者支援施設は、条例第16条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、条例第16条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

（地域との連携等）

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第45条 障害者支援施設は、条例第17条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（居室の定員の経過措置）

- 2 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第6条の規定を適用する場合においては、同条第2号イ中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

（居室の面積の経過措置）

- 3 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下

「旧身体障害者福祉法」という。)第30条に規定する身体障害者療護施設（整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）附則第3条の規定の適用を受けているものに限る。）、知的障害者更生施設又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第6条の規定を適用する場合においては、同条第2号ハ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

4 前項の場合において、平成18年9月30日以前から引き続き存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条又は第3条の規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、同項の規定を適用するときは、同項中「6.6平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

5 平成18年9月30日以前から引き続き存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第6条第2号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

（廊下幅の経過措置）

6 平成18年9月30日以前から引き続き存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第6条の規定を適用する場合においては、同条第8号イ中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

7 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（旧身体障害者更生援護施設最低基準第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。）、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第6条第8号ロの規定は、当分の間、適用しない。

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第85号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（運営規程）

第3条 条例第4条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等（利用者又は障害児の保護者をいう。以下同じ。）から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（サービスの提供の記録）

第4条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必

要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

（記録の整備）

第5条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 第13条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第14条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（設備）

第6条 条例第7条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うことができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

（職員の配置）

第7条 条例第8条第1項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第8条 地域活動支援センターは、従たる事業所を設置する場合においては、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第9条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等にその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（生産活動）

第10条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその利用者にとって過重な負担とならないように配慮しなければならない。

（工賃の支払）

第11条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している利用者に対して、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（定員の遵守）

第12条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（苦情への対応）

第13条 地域活動支援センターは、条例第12条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 地域活動支援センターは、条例第12条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかかわることができる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第14条 地域活動支援センターは、条例第13条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第86号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（構造設備）

第3条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（運営規程）

第4条 条例第5条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（サービスの提供の記録）

第5条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

（記録の整備）

第6条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 第10条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第11条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（設備の基準）

第7条 条例第8条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、原則として、1人とすること。

ロ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(3) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

(4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

2 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第8条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者によるその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者による金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第9条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(苦情への対応)

第10条 福祉ホームは、条例第12条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 福祉ホームは、条例第12条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

3 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 福祉ホームは、条例第13条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年 3月19日印刷
平成25年 3月19日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056